

共済組合負担金率及び労働保険料率は下記のとおりです。

R7. 5. 30更新

令和7年度

区分	職員分掛金率	事業所負担率	徴収月
短期保険料 = 標準報酬月額 ×	0.04047	0.04047	(毎月)
介護保険料 = 標準報酬月額 ×	0.01015	0.01015	〃 (注1)
長期保険料 =	標準報酬月額 ×	0.099	4月～8月 (毎月)
	標準報酬月額 ×	0.099	9月～3月 (毎月) (注2)
児童手当拠出金 = 標準報酬月額 ×	—	0.0036	(毎月)
短期事務費負担金 = 組合員数 ×	—	386.25/12	(毎月)
長期事務費負担金 =	—	国家公務員共済組合連 合会より通知される額	四半期に分け支払
雇用保険 = 給与支給総額 ×	0.0055	0.009	(毎月) (注3)
労災保険 = 給与支給総額 ×	—	0.0024	(毎月) (注4)

なお、端数処理が生じますので、あくまでも目安です。

- (注1) 40歳以上が対象です。
- (注2) 厚生年金保険給付に係る掛金率及び年金払い退職給付に係る掛金率等の合算率。
- (注3) 雇用保険加入者対象です。
- (注4) 労災保険率は、5月31日付沖縄労働局長通知「労災保険率決定通知書」により決定。

共済組合負担金率及び労働保険料率は下記のとおりです。

R6. 4. 1更新

令和6年度

区分	職員分掛金率	事業所負担率	徴収月	
短期保険料 = 標準報酬月額 ×	0.04047	0.04047	(毎月)	
介護保険料 = 標準報酬月額 ×	0.00773	0.00773	〃	(注1)
長期保険料 =	標準報酬月額 ×	0.099	4月～8月 (毎月)	(注2)
	標準報酬月額 ×	0.099	9月～3月 (毎月)	
児童手当拠出金 = 標準報酬月額 ×	—	0.0036	(毎月)	
短期事務費負担金 = 組合員数 ×	—	338.35/12	(毎月)	
長期事務費負担金 =	—	国家公務員共済組合連 合会より通知される額	四半期に分け支払	
雇用保険 = 給与支給総額 ×	0.006	0.0095	(毎月)	(注3)
労災保険 = 給与支給総額 ×	—	0.00216	(毎月)	(注4)

なお、端数処理が生じますので、あくまでも目安です。

- (注1) 40歳以上が対象です。
- (注2) 厚生年金保険給付に係る掛金率及び年金払い退職給付に係る掛金率等の合算率。
- (注3) 雇用保険加入者対象です。
- (注4) 労災保険率は、5月31日付沖縄労働局長通知「労災保険率決定通知書」により決定。

共済組合負担金率及び労働保険料率は下記のとおりです。

R5. 5. 31更新

令和5年度

区分	職員分掛金率	事業所負担率	徴収月	
短期保険料 = 標準報酬月額 ×	0.04047	0.04047	(毎月)	
介護保険料 = 標準報酬月額 ×	0.00868	0.00868	〃	(注1)
長期保険料 =	標準報酬月額 ×	0.099	4月～8月 (毎月)	(注2)
	標準報酬月額 ×	0.099	9月～3月 (毎月)	
児童手当拠出金 = 標準報酬月額 ×	—	0.0036	(毎月)	
短期事務費負担金 = 組合員数 ×	—	353.77/12	(毎月)	
長期事務費負担金 =	—	国家公務員共済組合連合会より通知される額	四半期に分け支払	
雇用保険 = 給与支給総額 ×	0.006	0.0095	(毎月)	(注3)
労災保険 = 給与支給総額 ×	—	0.00228	(毎月)	(注4)

なお、端数処理が生じますので、あくまでも目安です。

- (注1) 40歳以上が対象です。
- (注2) 厚生年金保険給付に係る掛金率及び年金払い退職給付に係る掛金率等の合算率。
- (注3) 雇用保険加入者対象です。
- (注4) 労災保険率は、5月31日付沖縄労働局長通知「労災保険率決定通知書」により決定。

共済組合負担金率及び労働保険料率は下記のとおりです。

R4. 5. 30更新

令和4年度

区分	職員分掛金率	事業所負担率	徴収月
短期保険料 = 標準報酬月額 ×	0.04047	0.04047	(毎月)
介護保険料 = 標準報酬月額 ×	0.00873	0.00873	〃 (注1)
長期保険料 =	標準報酬月額 ×	0.099	4月～8月 (毎月)
	標準報酬月額 ×	0.099	9月～3月 (毎月) (注2)
児童手当拠出金 = 標準報酬月額 ×	—	0.0036	(毎月)
短期事務費負担金 = 組合員数 ×	—	372.04/12	(毎月)
長期事務費負担金 =	—	国家公務員共済組合連合会より通知される額	四半期に分け支払
雇用保険 =	給与支給総額 ×	0.003	4月～9月 (注3)
	給与支給総額 ×	0.005	10月～5月 (注3)
労災保険 = 給与支給総額 ×	—	0.0024	(毎月) (注4)

なお、端数処理が生じますので、あくまでも目安です。

- (注1) 40歳以上が対象です。
- (注2) 厚生年金保険給付に係る掛金率及び年金払い退職給付に係る掛金率等の合算率。
- (注3) 雇用保険加入者対象です。
- (注4) 労災保険率は、5月31日付沖縄労働局長通知「労災保険率決定通知書」により決定。

共済組合負担金率及び労働保険料率は下記のとおりです。

R3. 5. 31更新

令和3年度

区分	職員分掛金率	事業所負担率	徴収月	
短期保険料 = 標準報酬月額 ×	0.04047	0.04047	(毎月)	
介護保険料 = 標準報酬月額 ×	0.0093	0.0093	〃	(注1)
長期保険料 =	標準報酬月額 ×	0.099	4月～8月 (毎月)	(注2)
	標準報酬月額 ×	0.099	9月～3月 (毎月)	
児童手当拠出金 = 標準報酬月額 ×	—	0.0036	(毎月)	
短期事務費負担金 = 組合員数 ×	—	411.78/12	(毎月)	
長期事務費負担金 =	—	国家公務員共済組合連 合会より通知される額	四半期に分け支払	
雇用保険 = 給与支給総額 ×	0.003	0.006	(毎月)	(注3)
労災保険 = 給与支給総額 ×	—	0.0024	(毎月)	(注4)

なお、端数処理が生じますので、あくまでも目安です。

- (注1) 40歳以上が対象です。
- (注2) 厚生年金保険給付に係る掛金率及び年金払い退職給付に係る掛金率等の合算率。
- (注3) 雇用保険加入者対象です。
- (注4) 労災保険率は、5月31日付沖縄労働局長通知「労災保険率決定通知書」により決定。

共済組合負担金率及び労働保険料率は下記のとおりです。

				令和2年度	
区分		職員分掛金率	事業所負担率	徴収月	
短期保険料	= 標準報酬月額 ×	0.04047	0.04047	(毎月)	
介護保険料	= 標準報酬月額 ×	0.00775	0.00775	〃 (注1)	
長期保険料	= 標準報酬月額 ×	0.099	0.09932	4月～8月 (毎月)	
	= 標準報酬月額 ×	0.099	0.0993	9月～3月 (毎月) (注2)	
児童手当拠出金	= 標準報酬月額 ×	—	0.0036	(毎月)	
短期事務費負担金	= 組合員数 ×	—	457.21/12	(毎月)	
長期事務費負担金	=	—	国家公務員共済組合連 合会より通知される額	四半期に分け支払	
雇用保険	= 給与支給総額 ×	0.003	0.006	(毎月) (注3)	
労災保険	= 給与支給総額 ×	—	0.0024	(毎月)	

なお、端数処理が生じますので、あくまでも目安です。

- (注1) 40歳以上が対象です。
- (注2) 厚生年金保険給付に係る掛金率及び年金払い退職給付に係る掛金率等の合算率。
- (注3) 雇用保険加入者対象です。

共済組合負担金率及び労働保険料率は下記のとおりです。

				平成31年度	
区分		職員分掛金率	事業所負担率	徴収月	
短期保険料	= 標準報酬月額 ×	0.04047	0.04047	(毎月)	
介護保険料	= 標準報酬月額 ×	0.00754	0.00754	〃 (注1)	
長期保険料	= 標準報酬月額 ×	0.099	0.09934	4月～8月 (毎月)	
	= 標準報酬月額 ×	0.099	0.09932	9月～3月 (毎月) (注2)	
児童手当拠出金	= 標準報酬月額 ×	—	0.0034	(毎月)	
短期事務費負担金	= 組合員数 ×	—	404.16/12	(毎月)	
長期事務費負担金	=	—	国家公務員共済組合連 合会より通知される額	四半期に分け支払	
雇用保険	= 給与支給総額 ×	0.003	0.006	(毎月) (注3)	
労災保険	= 給与支給総額 ×	—	0.00228	(毎月)	

なお、端数処理が生じますので、あくまでも目安です。

- (注1) 40歳以上が対象です。
- (注2) 厚生年金保険給付に係る掛金率及び年金払い退職給付に係る掛金率等の合算率。
- (注3) 雇用保険加入者対象です。

共済組合負担金率及び労働保険料率は下記のとおりです。

				平成30年度	
区分		職員分掛金率	事業所負担率	徴収月	
短期保険料	= 標準報酬月額 ×	0.04047	0.04047	(毎月)	
介護保険料	= 標準報酬月額 ×	0.00717	0.00717	〃 (注1)	
長期保険料	= 標準報酬月額 ×	0.09743	0.09785	4月～8月 (毎月)	
	= 標準報酬月額 ×	0.099	0.09934	9月～3月 (毎月) (注2)	
児童手当拠出金	= 標準報酬月額 ×	—	0.0029	(毎月)	
短期事務費負担金	= 組合員数 ×	—	687.34/12	(毎月)	
長期事務費負担金	=	—	国家公務員共済組合連 合会より通知される額	四半期に分け支払	
雇用保険	= 給与支給総額 ×	0.003	0.006	(毎月) (注3)	
労災保険	= 給与支給総額 ×	—	0.00228	(毎月)	

なお、端数処理が生じますので、あくまでも目安です。

- (注1) 40歳以上が対象です。
- (注2) 厚生年金保険給付に係る掛金率及び年金払い退職給付に係る掛金率等の合算率。
- (注3) 雇用保険加入者対象です。

共済組合負担金率及び労働保険料率は下記のとおりです。

				平成29年度	
区分		職員分掛金率	事業所負担率	徴収月	
短期保険料	= 標準報酬月額 ×	0.04047	0.04047	(毎月)	
介護保険料	= 標準報酬月額 ×	0.00507	0.00507	〃 (注1)	
長期保険料	= 標準報酬月額 ×	0.09566	0.09614	4月～8月 (毎月)	
	= 標準報酬月額 ×	0.09743	0.09785	9月～3月 (毎月) (注2)	
児童手当拠出金	= 標準報酬月額 ×	—	0.0023	(毎月)	
短期事務費負担金	= 組合員数 ×	—	972.78/12	(毎月)	
長期事務費負担金	=	—	国家公務員共済組合連 合会より通知される額	四半期に分け支払	
雇用保険	= 給与支給総額 ×	0.003	0.006	(毎月) (注3)	
労災保険	= 給与支給総額 ×	—	0.00228	(毎月)	

なお、端数処理が生じますので、あくまでも目安です。

- (注1) 40歳以上が対象です。
- (注2) 厚生年金保険給付に係る掛金率及び年金払い退職給付に係る掛金率等の合算率。
- (注3) 雇用保険加入者対象です。